

人権

子どもの虐待②

児童虐待は子どもへの人権侵害です

虐待を受けた子どもは、心身の健康的な成長を妨げられたり、対人関係で困難を抱えたりと将来にわたって深刻な影響を受けることがあります。

○主な児童虐待の種類

・身体的虐待

なぐる、ける、おぼれさせる、異物を飲ませる、戸外に締め出すなど。

・ネグレクト（保護者の怠慢あるいは拒否）

家に閉じ込める、病気やけがをしても病院に連れて行かない、適切な食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車内や家に置き去りにする、同居人による虐待など。

・性的虐待

子どもへの性交、性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィーの被写体に子どもを強要するなど。

・心理的虐待

言葉による脅し、脅迫、無視、きょうだい間の差別的な扱い、児童の目の前で行われる家庭内暴力（児童への被害が間接的なものについても含まれる）など。

■お問い合わせ先

熊本県中央児童相談所

Tel 096 (381) 4451

住民福祉課 福祉係

Tel (62) 1111 (内線132)

国民年金だより

国民ご存知ですか？

「学生納特例制度」と「若年者納付猶予制度」

20歳以上の人は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納特例制度」があります。

対象は、学校教育法に規定する大学等に在学する学生です。また夜間、定時制過程や通信制過程の学生も含まれます。

また、学生でない30歳未満の人の場合には、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

これらの制度の申請を行わず、保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などにより障害が残った場合に、障害年金を受け取ることができなくなります。

なお、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。就職などで収入が得られるようになった場合は、将来受け取る年金を増額するため、10年以内であれば保険料を納めることができる「追納制度」を利用されることをお勧めします。

●これからの年金相談（毎月第4金曜日）

10月25日（金） 11月22日（金） ※事前に予約が必要です

■お問い合わせ先 住民福祉課福祉係 Tel (62) 1111 (内線132)